

賃 金 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条（適用範囲）

この規程は、特定非営利活動法人フードバンク山梨就業規則に基づき、職員の賃金および賞与について定めたものである。

第 2 条（賃金の種類）

賃金の種類は以下のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (5) その他手当

第 3 条（賃金計算期間および支払日）

賃金は、当月 1 日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、翌月 10 日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。ただし、補助事業等などにより独自に規程が定められている場合はこの限りではない。

2. 前項の規定にかかわらず、職員又はその収入によって生計を維持する者が次に掲げる事項に該当するときは、既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 出産の場合
- (2) 負傷又は疾病のため費用を要する場合
- (3) 天災その他災害を被った場合
- (4) 婚礼又は葬儀の費用に充てる場合
- (5) その他やむを得ない事情があると法人が認めた場合

第 4 条（賃金の支払方法）

賃金は通貨で直接職員にその全額を支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。

- ①源泉所得税
- ②住民税（市町村民税および都道府県民税）
- ③雇用保険料
- ④健康保険料（介護保険料を含む）
- ⑤厚生年金保険料
- ⑥法人の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）
- ⑦その他必要と認められるもの

第 5 条（遅刻、早退または欠勤の賃金控除）

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に応じる賃金は支給しない。賃金計算期間において、以下の計算式により賃金を給与より控除して支給する。

$$\frac{\text{基本給}+\text{通勤手当}+\text{その他手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働時間(1ヶ月平均所定労働日)}} \times \text{欠勤時間数(欠勤日数)}$$

第6条(中途入職または中途退職の賃金計算)

賃金計算期間の中途に入職または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給}+\text{通勤手当}+\text{その他手当}}{\text{1ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

第7条(休職期間中の賃金)

原則として、休職期間中は賃金を支給しない。ただし、法人が特に必要と認めた場合は基本給の2分の1を限度として支給することがある。

第8条(臨時休業中の賃金)

法人の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき日割賃金×日数分の休業手当を支給する。

第2章 基準内賃金

第9条(基本給)

基本給は日給月給制とし、職員の学歴、能力、経験、技能および職務内容などを総合的に勘案して別表に基づき各人ごとに決定する。

第10条(給与改定)

給与改定は基本給を対象に毎年4月に職員各人の勤務成績を査定して決定し、当月から支給する。ただし、法人の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。

2. 以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。

- ①昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者
- ②就業規則により制裁処分を受けた者
- ③著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
- ④勤続6ヶ月未満の者

3. 法人は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

第11条(通勤手当)

通勤手当は以下の区分により支給する。ただし、非課税限度額を超過する場合には、その超過分については課税通勤費として支給する。

- ①公共交通機関を利用する者 実費相当額(上限15,000円)
- ②自家用車通勤の許可を受けた者 往復通勤キロ数×22日×単価(16円)

第12条(その他手当)

その他に支給する手当については、別表に定める。なお、手当の支給を受ける場合には、その資格を有することがわかる証明書類を提出すること。

第3章 基準外賃金

第13条（時間外・休日・深夜勤務手当）

所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を、深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

2. 算定基準賃金とは基準内賃金から通勤手当を除いたものをいう。
3. 休日に勤務しなければならない場合は、別途振替休日を設定する。

第4章 賞 与

第14条（賞与）

賞与について、その都度理事会にはかり、法人の業績によっては、支給することがある。

付 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

2. この規定は、令和5年4月1日一部を改め同日から施行する。
3. この規定は、令和6年1月1日一部を改め同日から施行する。